

川崎認定保育園指導監督実施要綱

平成28年4月1日
28川こ保第116号
【こども未来局長専決】

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市こども未来局所管の川崎認定保育園を対象に実施する指導監督について必要な事項を定める。

(実施方針等)

第2条 指導監督は、川崎認定保育園事業実施要綱（平成25年3月29日24川市保第1758号）その他関係法令等に基づき、川崎認定保育園の運営状況について調査又は検査を実施し、必要な助言及び指導を行うことにより、適正な運営と利用者保護に寄与し、川崎市における福祉サービスの向上を図ることを目的として実施する。

2 指導監督は、法人等に関する国の通知、これまでの指導監督結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 指導監督は、一般指導監督及び特別指導監督をいう。

4 こども未来局長は、指導監督を適切に実施するため、次に掲げる事項を定める。

(1) 指導監督における主眼事項及び着眼点

(2) 指導監督における重点事項

(3) 年間指導監督実施計画

(実施対象)

第3条 この要綱による指導監督の対象は、川崎認定保育園事業実施要綱第8条第2項により認定通知を受けた施設とする。

(実施体制)

第4条 指導監督は、複数名の保育事業部保育第2課の職員又は川崎市民間保育施設指導員設置要綱第7条に基づき市長が任命した川崎市民間保育施設指導員により行うものとする。

（指導監督の実施項目及び基準）

第5条 指導監督は、別表第1に掲げる項目について実施する。

2 指導監督基準は、別表第2に定めるとおりとする。

（一般指導監督の対象及び時期）

第6条 一般指導監督は、原則として年1回実地において実施し、児童福祉法第59条第1項の規定により実施する認可外保育施設立入調査と併せて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法人等の運営等に問題が発生した場合又は通報、法人等からの現況報告等により問題発生のおそれがあると認められる場合は、指導監督を随時実施することができる。

（一般指導監督の方法）

第7条 一般指導監督の実施にあたっては、事前に日時、場所、必要書類等を法人等の代表者に文書で通知する。

2 一般指導監督を効率的に実施するため、法人等に対し事前に資料の提出を求めることができる。

3 一般指導監督を行った場合は、実施場所等において、その結果を法人等の代表者に対し講評を行う。

（特別指導監督）

第8条 特別指導監督は、必要に応じて、特定の事項について重点的に実施するものとし、正当な理由がなく指導監督を拒否した場合、指導監督によっても指示事項の改善が認められない状況が継続した場合、法人等の運営に重大な問題がある場合等において、問題等の

内容に応じて実地において行う。

- 2 特別指導監督は、事前の通知なく実施できるものとし、実施方法等については、実施に際し目的に応じて策定するものとする。

(指導監督結果の通知等)

第9条 指導監督の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、法人等の代表者に文書で通知する。

- (1) 法令又は通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある場合又は前年度の指導監督事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指導事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求めるとともに、本市のホームページに登載する。

- (2) 法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指導事項として通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。

- 2 こども未来局長は、当該年度の指導監督結果について指導監督実施結果一覧を作成するものとし、その概要を本市のホームページに登載する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導監督の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行し、同年9月1日から適用する。ただし、第4条の改正については、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

別表第1（第5条関係） 指導監督項目

対 象	項 目
運 営	(1) 保育内容 (2) 保育従事者の保育姿勢等 (3) 保護者との連絡等 (4) 給食提供 (5) 乳幼児の健康管理 (6) 乳幼児の安全確保 (7) 非常災害に対する具体的な計画 (8) 健康診断等 (9) 設置者 (10) 定員 (11) 開所日 (12) 保育時間 (13) 職員配置 (14) 利用手続き (15) 帳簿等 (16) 個人情報保護 (17) 実績報告 (18) 自己評価 (19) 運営委員会
設 備 等	(1) 新耐震基準 (2) 保育室等 (3) 保育室等の面積 (4) 1歳未満児とその他児童の区画 (5) 静養スペース (6) 屋外遊技場 (7) 調理室 (8) 便所 (9) 非常口及び避難経路等 (10) 採光、換気等
会 計	(1) 経理関係 (2) 保育料

川崎認定保育園指導監督基準

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
運営 (1)保育内容	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号ア) 令和6年3月29日こ成保第206号成育局長通知「認可外保育施設に対する指導監督について」の別添「認可外保育施設指導監督基準」及び本市で定める「川崎認定保育園指導監督基準」をすべて満たすことはもとより、「保育所保育指針」に基づき、児童の健康及び安全を確保しつつ、子どもの1日の生活や発達過程を見通し、計画的・組織的に構成し、実施すること。 (認可外保育施設指導監督基準) 乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し保育内容を工夫しているか。 (認可外保育施設指導監督基準) 乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行しているか。	カリキュラム(全体的な計画・年間計画・月計画・週日誌・発達記録)が、乳幼児の日々の成長発達に沿って設定されているか。 デイリープログラム等が生活リズムに沿って作成されているか。 必要に応じ入所乳幼児に入浴又は清拭をし、身体の清潔が保たれているか。 保育に関する各種マニュアルが作成されているか。(午睡、食事、健康、プール・水遊び、園外保育、災害、不審者、緊急時等対応、非常災害時対応、虐待防止等) 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮しているか。 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されているか。 漫然と乳幼児にテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 必要な遊具、保育用品等が備えられているか。 ※ テレビは含まない。	カリキュラムが適切に作成されていない。 デイリープログラム等が作成されていない。 食べこぼし、外遊びの他、流行性の下痢嘔吐等の処置が不適当。 各種マニュアルが適切に作成されていない。 屋外遊戯の機会が適切に確保されていない。(幼児) 外気浴の機会が適切に確保されていない。(乳児) テレビやビデオを見せ続けている。 一人一人の乳幼児に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わっていない。 遊具がない。 遊具につき、改善を要する点がある。 年齢に応じた玩具が備えられていない、衛生面に問題がある等。 大型遊具を備える場合にあっては、その安全性に問題がある。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(2)保育に従事する者の 保育姿勢等	(認可外保育施設指導監督基準) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 (認可外保育施設指導監督基準) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 (認可外保育施設指導監督基準) 児童相談所等の専門的機関との連携	乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	施設内研修の機会を設けるなど、保育に従事する者の質の向上に努めていない。 配慮に欠けている。(例)しつけと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えている。いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力が見られる。 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。	
(3)保護者との連絡等	(認可外保育施設指導監督基準) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施 (認可外保育施設指導監督基準) 保護者との緊急時の連絡体制 (認可外保育施設指導監督基準) 保育室の見学	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。 ※ 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。	可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。 保護者の緊急連絡表が整備されていない。 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(4)給食提供	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号イ及び第2号イ) 給食の提供を行う場合については次の(ア)から(エ)までによる。 (ア) 調理室、調理設備及び食器関係は、衛生的な管理に努め、 細心の注意を払っていること。	【1回の提供食数が20食程度以上の施設】 自園調理の場合、食品衛生法に基づく営業の届出を行っているか。 食品衛生責任者が選任されているか。 ※令和3年6月1日から食品衛生法等の一部改正の施行に伴い、1回20食程度以上の給食提供施設での衛生管理はHACCPに沿った衛生管理を行うことが義務化されている。 【1回の提供食数が20食程度未満の施設】 必要に応じ、衛生管理に配慮しているか。 ※1回20食程度未満の給食施設は、HACCPに沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないが、その場合であっても、自主的な衛生管理の徹底及び向上に努めるものとする。 食中毒等の事故防止の対策を行っているか。 食器類やふきん、まな板、なべ等は、十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ピンは使用することによく洗い、滅菌しているか。 調理室、調理設備が清潔に保たれているか。 前日に調理を行っていないか。 食事の準備や介助に関わる職員が介助用の三角巾、エプロン、マスク等を着用しているか。 配膳が衛生的であるか。 食事時、食器類や哺乳ピンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。 原材料、調理済み食品(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備を利用する等適当な措置を講じているか。	1回20食程度以上の施設であって、食品衛生法に基づく営業の届出を行っていない。 食品衛生責任者が選任されていない。 衛生管理計画を作成していない。計画に基づいた衛生管理がされていないことがあり、確認・記録が行われていない。 温度管理等を適切に記録していない。 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。 汚れている。残飯等が放置されている。 前日に調理を行っている。 介助用の三角巾、エプロン、マスク等を着用していない。 配膳が衛生的でない。 十分な消毒がなされずに共用されることがある。 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
	(イ) 食事は施設で調理された完全給食が望ましい。(A型施設は完全給食が原則。)また、その献立はできる限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を満たすものであること。 (ウ) 食品の種類及び調理方法についても、栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであること。 (エ) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行い、アレルギー等への配慮を行うこと。	食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表(土曜日・おやつを含む)を作成し、この献立に基づき調理がされているか。 献立の内容を、献立表の配布等により事前に利用者へ周知しているか。 食事内容を写真やサンプル掲示等により利用者へ周知しているか。 調理後、子どもに提供する前に検食を実施しているか。検食の状況、検食者名および検食時間等を記録しているか。 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。また、乳児一人ひとりの発達に応じて離乳食を進めているか。 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。 健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容か。 アレルギー対応児について、主治医からの生活管理指導表等を得て適切な対応を行っているか。	献立が作成されていない。 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。 献立表を事前に利用者へ周知していない。 食事内容を利用者へ周知していない。 検食を実施していない。 検食の状況を記録していない。 配慮されていない。 乳児に対する配慮が適切に行われていない。 配慮されていない。 主治医からの生活管理指導表等がなく、適切な対応を行っていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(5)乳幼児の健康管理	(認可外保育施設指導監督基準) 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察 (認可外保育施設指導監督基準) 乳幼児の発育チェック (認可外保育施設指導監督基準) 感染症への対応 (認可外保育施設指導監督基準) 乳幼児突然死症候群に対する注意	登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。 再登園時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。(0歳－5分毎、1歳－10分毎、2歳－15分毎、3歳以上－30分毎) 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由でうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 保育室では禁煙を厳守しているか。	十分な観察が行われていない。 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。 十分な観察が行われていない。 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。 基本的な発育チェックを全く行っていない。 基本的な発育チェックを毎月行っていない。 対応が適切ではない。 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。 洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。 保育室に職員が在室していないなど、乳幼児突然死症候群に対する注意を払っていない。 乳幼児突然死症候群に対する注意が不足している。 睡眠中に音楽を流しつづけている。 睡眠中に部屋を暗くしている。 保育室内で喫煙している。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(6)乳幼児の安全確保	(認可外保育施設指導監督基準) 安全確保	施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育の実施を行っているか。 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されているか。 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施しているか。 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。 児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いてに定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行っているか。 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか(加入期間・補償内容等)。	安全計画が策定されていない。 保育室内の整理整頓がされていない。 保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされていない。 職員に対し、安全計画について周知されていない。 安全計画に定める研修及び訓練が定期的実施されていない。 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。 定期的な点検が行われていない。 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができず、児童の所在が確認されていない。 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。 児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。 年1回以上の訓練が実施されていない。 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
		事故発生時には速やかに当該事実を本市に報告しているか。 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和5年12月14日こ成安第142号通知)に基づく報告が行われていない。 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	
(7)健康診断等	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号ウ) 健康診断は、職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時も含め、少なくとも年2回健康診断を行うこと。給食従事者(調理員の他、配膳、児童の食事補助をする保育従事者も含む。)については月1回以上検便を行うこと。	乳幼児の健康状態の確認のため、入所(利用)児の健康診断はなるべく入所(利用)決定前に実施し、未実施の場合は入所(利用開始)後直ちに行っているか。 1年に2回の健康診断が実施されているか。(おおむね6月毎に実施) ※施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。 職員の健康診断を労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づく労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。(一般健康診断) 給食従事者(調理員の他、配膳、児童の食事補助を行う保育に従事する者も含む)は、月1回以上検便を実施しているか。	入所(利用開始)時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所(利用開始)時の健康診断がなされたものとみなしてよい。入所(利用開始)3か月前有効。 全く実施されていない。 1年に1回しか実施していない。 健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。 実施されていない。 実施されていない。 月1回以上の検便が実施されている状況にない。	
(8)非常災害に対する具体的な計画	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号エ) 地震や火災等の非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する訓練を毎月1回以上実施し、その記録を残すこと。	【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 ※消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。 ※消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 防火管理者の選任、届出が行われているか。 ※認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。	30人以上の施設であって、具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。 30人以上の施設であって、選任、届出をしていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
		【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 ※30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、防火管理者の選任、届出を行うことが望ましい。	具体的計画を作成していない。	
		訓練は毎月定期的に行われているか。 ※ 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。 洪水時や土砂災害時等における乳幼児の円滑かつ迅速な非難を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、本市に報告をすること。 ※平成29年6月の水防法及び土砂災害防止法の一部改正に伴い、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要援護者施設では、避難確保計画を作成することと、作成した避難確保計画を本市に報告することが義務化されている。	訓練が1年以内に1回も実施されていない。 訓練が毎月1回以上実施されている状況にない。 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。 囲障はあるが、施錠等が不十分。 施設の洪水リスクや土砂災害リスクを確認していない。 避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを本市に報告していない。 避難確保のための訓練を行っていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(9)設置者	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号オ及び第2号オ) 設置者は、法人格を有する民間事業者及び個人事業主のうち、川崎認定保育園事業実施要綱第6条各号に定める要件を満たすものとする。(A型施設においては法人格を有する民間事業者)	川崎認定保育園事業実施要綱第6条各号に定める要件を満たしているか。	川崎認定保育園事業実施要綱第6条各号に定める要件を満たしていない。	
(10)定員	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号カ) 定員は、10人以上とし、認定時に市長に届出を行い、本市と協議して定めた数とする。 川崎認定保育園事業実施要綱に定める助成対象児童数については、当分の間、保育室の面積、職員数等の要綱に定める基準を満たしている場合に限り、概ね20%まで超過することができるものとする。	定員は遵守されているか。	定員が遵守されていない。 (待機児童対策として川崎認定保育園事業実施要綱第12条の2に規定する定員超過受け入れを行っている場合を除く。)	
(11)開所日	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号キ及び第2号キ) 施設で定められた通り、適正に開所されていること。(A型施設の開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に定める休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く日とする。)	一部休所日を除き、開所日が適切に設定され、実際に開所しているか。	開所するべき日に休所している。	
(12)保育時間	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号ク及び第2号ク) 日中11時間以上の保育時間を確保すること。(A型施設の保育時間は、午前7時から午後6時、または午前7時30分から午後6時30分までの11時間を基本保育時間とし、更に2時間以上の延長保育を実施すること。)	保育時間を11時間を基本保育時間としているか。 必要に応じ延長保育を実施しているか。	基本保育時間が11時間となっていない。 利用希望者がいるにも関わらず延長保育が実施されていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(13)自己評価	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号ケ及び第2号ケ) 保育の質の向上を図るため、本市が別に定めるガイドラインに沿って、保育の計画の展開や保育従事者の自己評価結果を踏まえ、当該保育園の保育の内容等について自己評価を行い、その結果を公表するとともに、本市に提出すること。	ガイドラインに沿った自己評価が実施されているか。 自己評価の結果について、公表するとともに本市に提出されているか。	ガイドラインに沿った自己評価が実施されていない。 自己評価の結果について、公表されず、本市に提出されていない。	
(14)運営委員会	(川崎認定保育園事業実施要綱第3条第1号コ及び第2号コ) 運営委員会を実施することが望ましい(A型施設は、次の(ア)から(エ)までにより運営委員会の実施を行うこと)。 (ア) 設置者は、利用者等の意見を聴取し、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置し、規約を作成し名簿および議事録を整備すること。 (イ) 運営委員会は、第三者で保育事業に関して知識経験を有する者、当該川崎認定保育園の保育サービス利用者、川崎認定保育園設置者の実務を担当する役員及び施設長を含む4人以上で構成すること。ただし、第三者及び保育サービス利用者が半数以上となること。 (ウ) 運営委員会の審議事項は、事業計画、保育計画、自己評価、補助金の使途の報告その他の重要事項とし、年2回以上開催し、議事録を作成し、会議資料とともに本市に提出すること。 (エ) 設置者は、運営委員会での審議内容について利用者へ周知すること。	運営委員会が設置されているか。 運営委員会の議事録が整備されているか。 構成人員は適切か。 第三者及び保育サービス利用者が半数以上となっているか。 運営委員会での審議事項は適切か。 運営委員会が年2回以上開催されているか。 運営委員会での審議内容について、利用者への周知がなされているか。	運営委員会が設置されていない。 運営委員会の議事録が整備されていない。 構成人員が適切でない。 第三者及び保育サービス利用者が半数以上となっていない。 運営委員会での審議事項が適切でない。 運営委員会が年2回以上開催されていない。 運営委員会での審議内容について、利用者への周知がなされていない。	
(15)実績報告	(川崎認定保育園事業実施要綱第15条) 川崎認定保育園の設置者は、川崎認定保育園事業実績報告書に決算書等の必要書類(財務3表、会計書類等本市が定めるものをいう。)を添えて事業実施年度終了後2か月以内に提出すること。	川崎認定保育園事業実績報告書を作成しているか。 川崎認定保育園事業実績報告書を期日までに提出しているか。	川崎認定保育園事業実績報告書を作成していない。 川崎認定保育園事業実績報告書を期日までに提出していない。	
(16)個人情報の保護	(川崎認定保育園事業実施要綱第19条第5号) 川崎認定保育園の運営に係る個人情報については、厳正に管理すること。	運営に係る個人情報について厳正な管理が行われているか。	運営に係る個人情報について厳正な管理が行われていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(17)帳簿等	(認可外保育施設指導監督基準) 職員に関する書類等の整備 (認可外保育施設指導監督基準) 在籍(利用)乳幼児に関する書類等の整備	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条) 在籍(利用)乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍(利用)記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分。 帳簿の整備状況が不十分。 確認できる書類が備えられていない。 整備内容が不十分。	
設備等				
(1)新耐震基準	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号ア及び第2号ア)新耐震基準(昭和56年6月改正の建築基準法(昭和25年法律第201号)。以下同じ。)を満たすこととし、昭和56年5月31日以前に着工した建築物の場合は、耐震調査を実施し、耐震性に問題がないこと又は耐震改修済みのものとする。	新耐震基準が満たされているか。また、耐震性に問題がないか。	新耐震基準が満たされていない。また、耐震性に問題がある。	
(2)保育室等	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号イ及び第2号イ)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましい。また、消火用を設置し、その使用方法を十分に理解すること。	消火用具が設置されているか。 消火用具の使用方を職員全員が十分に理解しているか。	消火用具がない又は消火用具の機能失効。 消火用具の設置場所・使用方法等を職員全員が十分に理解していない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方		調査内容(着眼点)	判断基準	評価
	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号ウ及び第2号ウ) 認可外保育施設指導監督基準(A型施設においては川崎市児童福祉施設の施設及び運営の基準に関する条例)及び別表1の基準を満たすこと。				
	保育室等が2階の場合				
	項 目	内 容			
	1 階段	常用 (右のうち1以上設けること。) 1 屋内階段 2 屋外階段	左表の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる設備がそれぞれ1以上備えられているか。	左表の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる設備がそれぞれ1以上備えられていない。	
		避難用 (右のうち1以上設けること。) ※B型については右のうち1つも設置できない場合は、別途本市と協議すること。 1 屋内避難階段(建施令第123条1項) (建施令同条第3項第2号、第3号、第9号を満たす特別避難階段に準じた構造) 2 屋内特別避難階段(建施令第123条3項) 3 待避上有効なバルコニー(次の要件を満たすこと) ● 床は準耐火構造で、十分に外気に開放している ● 2m以内の建物の外壁は準耐火構造、開口部は防火設備 ● 出入口の戸は、幅0.75m以上、高さ1.8m以上、下端床面からの高さ0.15m以下 ● 待機面積は階の保育室等面積の概ね1/8以上とし、幅は3.5m以上の道路又は空地に面している 4 屋外傾斜路(建基法による準耐火構造) 5 屋外階段			
		階段までの距離 常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が50m以下とすること。ただし、B型において耐火構造、準耐火構造でない場合は30m以下とする。			
	2 転落防止	保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。	保育室等から常用・避難用階段までの距離は適正か。	保育室等から常用・避難用階段までの距離が適正でない。	
	保育室等が3階の場合				
	項 目	内 容			
	1 階段	常用 (右のうち1以上設けること。) 1 屋内避難階段(建施令第123条1項または3項) 2 屋外階段	左表の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる設備がそれぞれ1以上備えられているか。	左表の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる設備がそれぞれ1以上備えられていない。	
		避難用 1 屋内避難階段(建施令第123条1項) 4 屋外傾斜路(建基法による準耐火構造) 5 屋外階段			
		階段までの距離 常用・避難用の設備は、保育室等の各部屋から歩行距離が30m以下とすること。			
	2 転落防止	保育室等の出入り、通行する場所に転落事故防止設備を設けること。	保育室等から常用・避難用階段までの距離は適正か。	保育室等から常用・避難用階段までの距離が適正でない。	
	3 その他	強火方の火気設備は、建基法の火気使用室扱いとすること。 建物内の壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。 非常警報器具又は非常警報設備、消防機関通報設備を設けること。 カーテン・敷物・建具等の可燃性は防災処理を行うこと。	保育室等の出入り、通行場所に転落防止措置が設けられているか。	保育室等の出入り、通行場所に転落防止措置が設けられていない。	
			「その他」項目が満たされているか。	「その他」項目が満たされていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方		調査内容(着眼点)	判断基準	評価
	4階以上の場合		左表の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる設備がそれぞれ1以上備えられているか。 保育室等から常用・避難用階段までの距離は適正か。 保育室等の出入り、通行場所に転落防止措置が設けられているか。 「その他」項目が満たされているか。	左表の「常用」欄及び「避難用」欄に掲げる設備がそれぞれ1以上備えられていない。 保育室等から常用・避難用階段までの距離が適正でない。 保育室等の出入り、通行場所に転落防止措置が設けられていない。 「その他」項目が満たされていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(4)保育室等の面積	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号オ及び第2号オ) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。ただし、平成25年4月1日より前に運営を開始していた施設については、移転又は増改築するまでの間、乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.475㎡以上とすることができる。 (川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号カ及び第2号カ) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上であること。	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡(2.475㎡)以上確保されているか。 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上確保されているか。	不足している。 不足している。	
(5)1歳未満児とその他の児童の区画	(認可外保育施設指導監督基準) おおむね1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保されていること。	おおむね1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋であることが望ましいが、部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。	区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。) 区画が不十分(ベビーフェンス等があっても、十分活用されていない。)	
(6)静養スペース	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号キ及び第2号キ) 必要な医薬品等を常備すること。(A型施設においては、体調の良くない児童が静養できる機能を有すること。事務室との兼用も可とする。)	児童が静養できる機能を有する場所があるか。 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 ※ 最低必要なもの:体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等	児童が静養できる機能を有する場所がない。 左記の最低必要な医薬品、医療品がない。	
(7)屋外遊技場	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号ク及び第2号ク) 屋外遊技場は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上であること。保育園付近にある代替場所の場合も含むこと。	屋外遊技場(代替場所)の面積が満2歳以上の幼児につき、3.3㎡以上確保されているか。	不足している。	
(8)調理室	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号ケ及び第2号ケ) 調理室がある場合には(A型施設においては調理室は必置。)、定員に見合う面積、設備を有し、保育室等と簡単に出入りできないよう区画されており、衛生的な状態であること。	調理室が、定員に見合う面積、設備を有しているか。 調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にあるか。 ※調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。	調理室が、定員に見合う面積、設備を有していない。 調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている状態にない。 区画はあるが、扉が閉められていない等運用面の注意を要する。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
	3階以上に調理室を設ける場合は、建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、自動式スプリンクラー設備、調理器具の自動消火装置等が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合は除く。	調理室は床及び壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものがない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 ②調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。 ③調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	
(9)便所	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号コ及び第2号コ) 便所には専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。便器の数は、幼児20人につき1以上であること。	便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。 便所は、幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。 便所は保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。 便器の数が、おおむね幼児20人につき1以上であること。	便所用の手洗設備が設けられていない。 手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。) 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。) 基準より便器の数が不足している。	
(10)非常口及び避難経路等	(川崎認定保育園事業実施要綱第4条第1号サ及び第2号サ) 非常口(玄関とは別の勝手口など)及び避難経路は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に確保されていること。保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、2以上の避難経路を確保すること。	非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に入所(利用)乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 ※ 2階以上の施設については、(2)により評価を行うものとする。	保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。また、障害物等により適切な避難に支障がある。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(11)職員配置	(川崎認定保育園事業実施要綱第5条第1号イからエまで及び2号イ及びウ) 保育従事者の配置基準は、乳児3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児20人につき1人以上、満4歳以上の幼児30人につき1人以上とする。ただし、2人を下ることはできない。また、その必要人員数の算出に当たっては、満年齢ごとに在籍児童数を配置基準で除し、小数点1位(小数点2位以下切捨て)まで求め、それぞれを合計し、小数点1位以下を四捨五入したものであること。 上記に基づいて算出された保育従事者中1/2以上(A型施設においては2/3以上)は、有資格者であること(A型施設において必要人員数の算出に当たって、必要な保育従事者が1人になる場合は、有資格者を1人配置)。 また、A型施設において算出された保育従事者中2/3以上は、常勤職員であること。 なお、有資格者数及び常勤職員数の算出に当たっては小数点1位以下を四捨五入したものであること。 (川崎認定保育園事業実施要綱第5条第1号オ) A型施設における延長保育時間については、2人以上とし、児童数に応じて適正に配置すること。また、このうち1人以上は、有資格者であること。 (認可外保育施設指導監督基準) 保育士の名称 (川崎認定保育園事業実施要綱第5条第1号カ) 給食を提供する場合は、調理員を必ず1人以上配置すること。ただし、平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」に準じて調理業務を委託する場合は調理員を置かないことができる。	月極契約乳幼児数に対し保育従事者数が川崎認定保育園事業実施要綱に定める配置基準を満たしているか。 基本保育時間において、月極契約乳幼児数に対し有資格者数が川崎認定保育園事業実施要綱に定める配置基準を満たしているか。 月極契約乳幼児数に対し常勤職員数が川崎認定保育園事業実施要綱に定める配置基準を満たしているか。 時間預かりがある場合は、月極契約乳幼児数に時間預かりの乳幼児数を加えても、保育従事者数が川崎認定保育園事業実施要綱に定める配置基準を満たしているか。 延長保育時間において川崎認定保育園事業実施要綱の定める配置基準を満たしているか。 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないか。 調理員が1人以上配置されているか(調理業務を委託する場合を除く)。	川崎認定保育園事業実施要綱に定める保育従事者数の配置基準が満たされていない。 川崎認定保育園事業実施要綱に定める有資格者の配置基準が満たされていない。 川崎認定保育園事業実施要綱に定める常勤職員数の配置基準が満たされていない。 時間預かりの乳幼児数を加えた場合、川崎認定保育園事業実施要綱に定める保育従事者数の配置基準が満たされていない。 川崎認定保育園事業実施要綱に定める延長保育における配置基準が満たされていない。 左記の事項につき、違反がある。 左記の事項につき、違反がある。 調理員が配置されていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(12)利用手続き	(川崎認定保育園事業実施要綱第10条第1号) 川崎認定保育園の利用手続に当たっては、次に定めるところによる。 (1) 設置者は施設の利用の申込みがあった際には、入退園や更新手続、保育料等の保育サービスを提供する上での重要事項説明書等を交付の上説明すること。	利用申込者に対して次の事項等が記載された重要事項等が交付され、説明されているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	書面による交付がされず、適切な説明がない。 左記a～hの事項につき、記載及び説明が不十分。	
	(川崎認定保育園事業実施要綱第10条第2号) (2) 設置者は利用者に対し、提供する保育サービスの内容、保育料等を記載した契約書を2通作成し、双方で保管すること。	次の事項等が記載された契約書を2通作成し、双方で保管されているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	書面等により交付されていない。 左記a～hの事項につき、記載内容が不十分。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
	(川崎認定保育園事業実施要綱第10条第3号) (3) 運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、適正に掲示すること。	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 建物その他の設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のものの内容及びその理由 g 入所(利用)定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容 k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 施設の設置者について、過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、当該命令の内容を含む。)	全く掲示されていない。 左記a～nの事項につき、掲載内容又は、掲載の仕方が不十分。 「ここdeサーチ」に情報が全く掲載されていない。 「ここdeサーチ」に左記a～nの事項につき、掲載がない項目がある又は内容が不十分。	
会計 (1) 保育料	(川崎認定保育園事業実施要綱第11条第1号) 保育料は、保護者負担を考慮し軽減に努め、適切な金額とすること。 別途教材費や行事費、その他保育に係る費用を徴収する場合は、保護者の理解を十分に得た上で実費相当を徴収すること。 (川崎認定保育園事業実施要綱第11条第4号) 多子減免加算費の対象となる児童については、保護者から市長へ多子減免申請書を提出し申請手続きをした上で、月額保育料から多子減免加算費相当分を控除すること。 (川崎認定保育園事業実施要綱第11条第5号) 横浜市在住の助成対象児童で保育料軽減助成費の対象となる児童については、保護者から市長へ横浜市民保育料軽減利用申込書を提出し申請手続きをした上で、月額保育料から保育料軽減助成費相当分を控除すること。	保育料は適正な金額となっているか。 その他保育に係る費用を徴収する場合は、保護者の理解を十分に得ているか。 多子減免加算費相当分を適正に控除しているか。 保育料軽減助成費相当分を適正に控除しているか。	保育料が適正な金額となっていない。 その他保育に係る費用を徴収する場合の、保護者への説明が不十分。 多子減免加算費相当分が適正に控除されていない。 保育料軽減助成費相当分が適正に控除されていない。	

項目(主眼事項)	基本的な考え方	調査内容(着眼点)	判断基準	評価
(2)経理関係	(川崎認定保育園事業実施要綱第16条第1項) 川崎認定保育園の設置者は日々適正な経理を執行するとともに、その収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備すること。 (川崎認定保育園事業実施要綱第16条第2項) 市からの助成金を川崎認定保育園の事業運営以外に使用してはならないこと。	収支を明らかにした書類、帳簿等が整備されているか。 助成金を川崎認定保育園の事業運営以外に使用していないか。	収支を明らかにした書類、帳簿等が整備されていない。 助成金を川崎認定保育園の事業運営以外に使用している。	